

商標三極による「商品役務表示便覧プロジェクト」について

特許庁 審査業務部商標課
商標国際分類管理室

岩本 和雄

PROFILE

商標審査官、平成20年1月より現職。



1

商標三極による「商品役務表示便覧プロジェクト」の実施経緯

(1) 創成期

日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州共同体商標意匠庁（OHIM）（以下、これらをまとめて「三極」という。）は、商標登録制度及びその運用について情報及び意見交換を行い、制度及び運用の改善につなげることを目的として商標三極会合を開催している。2001年5月の米国アーリントンにおける第1回会合以来、ほぼ毎年1回開催されている。

第1回会合では、海外で商標権を取得する出願人の手続き負担の軽減等に資することを目的として、三極で共通して受け入れ可能な商品役務表示（英語）の必要性が指摘された。

これにより、第2回会合以降、商標出願の際に三極が相互に受け入れ可能な商品役務表示リストを作成する「商品役務表示便覧プロジェクト」が実施されることとなった。

(2) 商品役務表示リストの作成

三極は、第4回会合までに、三極で受け入れ可能な約7千件の商品役務表示（英語、第1類～第45類）について合意し、商品役務表示リスト（Trilateral List of Identification of Goods and Services: 以下、「三庁リスト」という。）を作成した。その内容は、2004年12月にJPOのホームページにおいて公表された。なお、当時公表された三庁リストは、アルファベット順

の一覧表形式による。

(3) IDシステムの構築・稼働

三極は、三庁リストの拡充のために、商標三極商品役務表示用IDシステム（以下、「IDシステム」という。）の構築を進め、2007年1月にIDシステムが正式稼働した。これにより、商品役務表示の提案等、このプロジェクトに関する手続きが容易化されることとなった。

(4) JPOにおける三庁リストの公表

2008年3月からJPOは、主にマドリッド協定議定書を利用するユーザー（出願人）の利便性向上のために三庁リストを公表（英語のみ）した。これは、商品役務表示のキーワード等を英語で入力することにより、三極で受け入れ可能な商品役務表示を容易に検索することが可能である（3. 参照）。

（また、「三庁リスト（9版・区分・英語表記のみ）」をチェックし、特定の「区分」を入力することにより、区分ごとの三庁リストの一覧が参照可能。）

(5) 三庁リストの拡充

三極は、50件/月の三庁リストへの商品役務表示の新規提案を、IDシステムを利用して行っている。

三極から提案された商品役務表示の追加については、三極の合意が得られ次第、順次、各庁によりホームページ等で公表している。現在、三極間で約1万件の商品役務表示が合意、公表されているところである（ニース国際分類第9版に対応するもの）。

2 プロジェクトの概要

(1) 三庁リストの目的

指定商品・指定役務の表示は、商標の権利範囲を定める重要な項目である。

しかしながら、ユーザーが海外で商標の権利を取得する際の問題点の一つに、ある国で受け入れられた商品役務表示が他国でも受け入れられるとは限らないことがあげられる。例えば、JPOとOHIMでは「clothing（被服）」が受け入れ可能な指定商品の表示であるが、USPTOでは、保護範囲が曖昧であるという理由で商標出願が拒絶の対象となってしまう。

そこで三極は、海外で商標権を取得する出願人の手続き負担の軽減等を図るために、各極においてどのような商品役務表示が採択し得るのかということをあらかじめ検討して、三庁リストを作成し、これを公表することとした。

例えば、上記「clothing（被服）」について、三庁リストを検索すれば、「clothing, namely blazers（被服、すなわちブレザー）」という表示を見つけることができる。これにより、ユーザーはこの表示を参考に、三極で受け入れ可能な商品役務表示で出願することが可能となり、三極への商標出願がさらに容易となることが期待できる。

また、三極が商標出願の審査をする場合においても、ユーザーが三庁リストにある商品役務表示で出願すれば、その表示に関する審査負担の軽減に役立つこととなる。

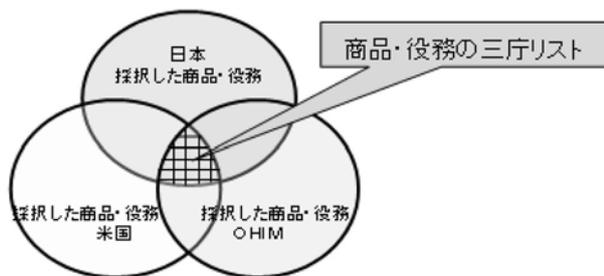


図1

(2) IDシステム

現在、三極間では、三庁リストの拡充にあたり、USPTOが開発したIDシステムを利用している。

三極は、各々IDシステムを利用して商品役務表示の候補を新規提案すると同時に、IDシステムに提案された他の2庁の商品役務表示の候補を検討を行う。検討の結果はIDシステムに投票（採用又は不採用）し、三極が合意した商品役務表示については三庁リストに追加され、その後、三極各庁のホームページにおいて公表されることとなる。また、検討の結果、合意できない商品役務表示については、原則その理由を付して不採用の投票がされるので、他の2極はその理由を次回提案に役立てることが可能である。

なお、三庁リストに追加された商品役務表示について、各庁の事情により事後に削除する場合についても、同様にIDシステムを利用して行う。

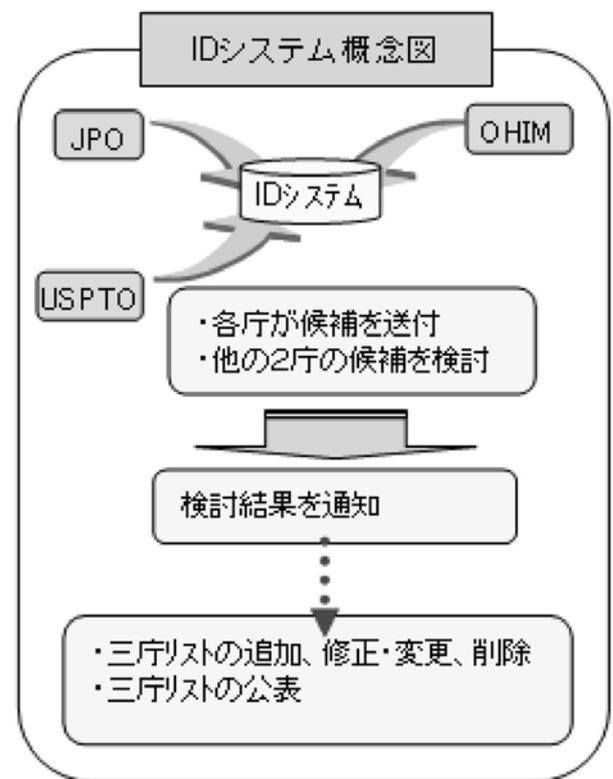


図2



3 検索方法

三極により合意された商品役務表示は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許電子図書館（IPDL）のホームページにおいて、以下の手順で検索ができる。

（なお、検索は、複数のキーワードを用いることが可能。）

「特許電子図書館 (IPDL)」

(<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>)



検索メニュー中の「商標検索」



「7. 商品・役務名リスト」



「三庁リスト（9版・区分・英語表記のみ）」をチェック、使用言語「英語」を選択し、商品・役務名の枠に検索キーワードを入力して検索実行

例えば、商品「傘」を取り扱うユーザーが、三極への海外出願を検討する場合、「umbrella」の検索キーワードで検索。

この検索を行うと、以下のような検索結果が表示される。

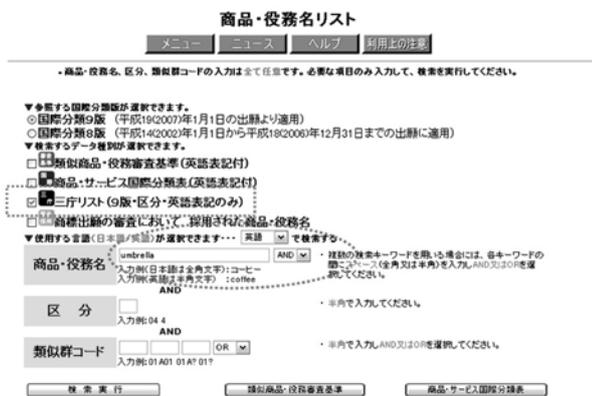


図 3

国際分類	区分	商品・役務名	商品・役務名(英語)	類似群
7	19		Sheet paper for paper umbrellas (kasa-gami)	
2	19	洋傘紙	Sheet for umbrellas	22001
3	19	ビーチ用パラソル	Beach umbrella [beach parasol]	22001
4	19	傘骨又は日傘用の骨	Frames for umbrellas or parasols	22001
5	19		Gift umbrellas	
6	19		Japanese chief paper umbrellas (kasa-gami)	
7	19		Japanese paper umbrellas (kasa-gami)	
8	19	洋傘部品	Metal parts of umbrellas	22001
9	19	日傘	Parasols [sun umbrellas]	22001
10	19		Fabric umbrellas	
11	19	折り畳み式傘	Telescopic umbrellas	22001
12	19	傘カバー	Umbrella covers	22001
13	19		Umbrella frames	
14	19	傘骨柄	Umbrella handles	22001
15	19	傘	Umbrellas	22001
16	19		Umbrellas and parasols	
17	19	傘	Umbrellas and their parts	22001
18	19		Umbrellas for children	
19	20	傘立て	Umbrella stands	20001

図 4

商品「傘」を取り扱うユーザーは、これらの表示の中から、適切な区分及び商品役務表示を選択して出願することができ、商品の区分及び表示についての拒絶理由通知を回避することが可能となる。

このように、ユーザーが、三庁リストを使用して商標出願する前に商品役務表示が採択可能かどうかをチェックできることは、ユーザーと JPO との双方にとって大変有益である。

4 今後の予定等

第5回商標三極会合（2006年12月）では、このプロジェクトに参加する国が増えることにより、さらに三庁リストの利用価値が高まるとの観点から、三極以外の第三国の参加を認めること及び当該第三国が提案する新たな商品役務表示も検討に加えることに合意した。

また、第7回商標三極会合（2008年12月）では、第三国がこのプロジェクトに参加する際の条件等を定めたMOC (Memorandum of Cooperation) の原案がほぼ固まった。

そして、本年6月に、三極とカナダ (CIPO) との間においてMOCが締結されたところである。今後の

MOC 締結候補国として、他に9ヶ国が挙げられている。

なお、我が国において三庁リストの拡充を図ること及び三庁リストへの参加を他国当局（第三国）に対して働きかけることは、「知的財産推進計画2009」の施策の1つにもなってる。

(以 上)

